

「今後の税制改革に向けた提言～財政健全化と経済成長の両立のために～」の取りまとめについて

関西経済連合会は、このたび、今後の税制改革に向けた提言を取りまとめました。

わが国では、アベノミクスによる経済成長などもあり、ここ数年、税収は増加傾向にあります。今後、高齢化に伴う社会保障費のさらなる増加などが見込まれるなかで、国・地方ともに税制改革を進め、持続的な経済成長につなげるとともに、財源を安定的に確保していく必要があります。

今回の意見書では、税財政に関する基本的な考え方を示したうえで、今後の税制改革に向けて、来年度改正に必要な項目と中長期的に検討が必要な項目を整理し、要望項目をまとめております。

主要な要望項目は、財政健全化に資する消費税率の着実な引き上げ、研究開発税制の拡充などイノベーションの創出につながる税制、国土強靱化・地方創生につながる税制の整備等です。

当会では、今後も税財政の継続的な検討課題についての議論を深め、わが国の財政健全化と経済成長の両立に向けて、さらなる意見表明等を行ってまいります。

＜＜要望項目一覧＞＞

1. 2019年度改正に向けた要望項目

(1) 財政健全化に資する消費税率の着実な引き上げ

- ▶ 2019年10月の消費税率10%への引き上げ、将来的な税率引き上げ(15%超)の検討、軽減税率の導入見送り

(2) 経済成長につながる企業活動を後押しする法人税制の整備

実効税率引き下げなど一律に減税するのではなく、研究開発や人材投資など経済の好循環につながる制度の整備に尽力すべき。

- ① イノベーション創出・生産性向上につながる税制の整備(研究開発税制の拡充 等)
- ② 人材育成を後押しする税制の整備(所得拡大促進税制の見直し)
- ③ ベンチャー投資環境の整備(ベンチャー投資促進税制の拡充 等)
- ④ 国土強靱化・地方創生につながる税制の整備(国土強靱化税制の整備・創設 等)

(3) その他(企業の事務負担軽減)

- ▶ 地方税申告の簡素化(申請窓口の一本化、申請書類の簡素化、eLTAXの利便性向上)
- ▶ 国際課税に係る業務の事務負担軽減

2. 中長期的に検討が必要な項目

(1) 個人所得課税・資産課税のあり方

マイナンバー制度の活用などにより、所得・資産を捕捉できる環境を整備しながら、若年層や子育て世代に光の当たる制度を構築し、活力ある中間層を復活させていくことが重要。

- ▶ 各種控除の整理・見直し(配偶者控除の廃止、公的年金等控除、退職所得控除の見直し)
- ▶ 所得控除方式から税額控除方式への移行
- ▶ 寄附など次世代の取り組みを支援する制度検討

(2) その他

- ① 地方税のあり方(税源偏在性の是正、外形標準課税の将来的な課税のあり方の検討 等)
- ② 国際課税への対応(国境を越えた取引に係る課税のあり方の検討 等)
- ③ 多様化する経済活動への対応(シェアリング・エコノミーなどへの課税のあり方の検討 等)

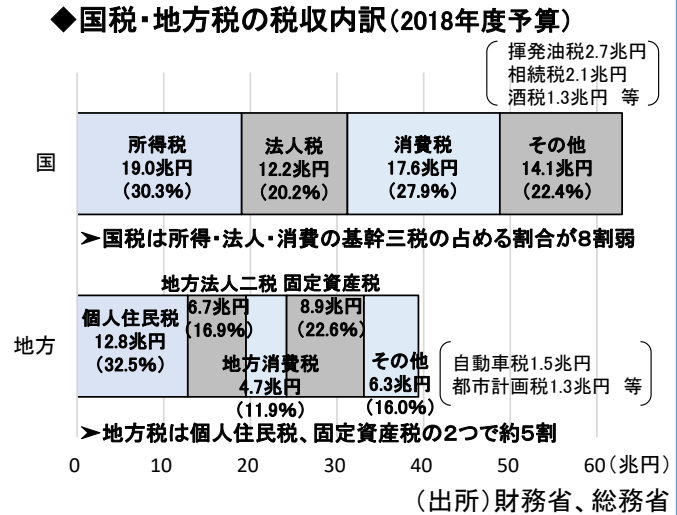
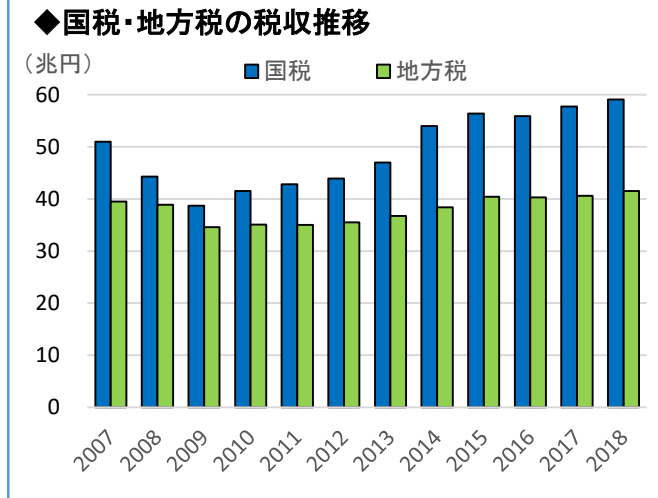
今後の税制改革に向けた提言～財政健全化と経済成長の両立のために～(概要版)

I. はじめに

- 人口減少・少子高齢化、中間層剥落、経済のグローバル化や保護主義への回帰など、様々な諸課題が顕在化するなかで、税財政の分野でも経済社会構造の変化に対応できる制度を中長期的に検討していく必要がある。
- 財政健全化と経済成長の両立を実現するには、「歳出・歳入改革」「経済成長の実行による税収増」が不可欠。

II. 税財政に関する現状認識

○歳入面では、足下の税収は増加傾向にあるが、今後、社会保障費などがさらに増加していくことを踏まえると、国・地方ともに税制改革を進め、持続的な経済成長につなげるとともに、財源を安定的に確保していく必要がある。歳出面では、国・地方の債務残高が1000兆円を超え、他国に類を見ない状況となるなかで、財政再建はもはや待ったなしの状況。将来世代に負担を先送りしないためにも、社会保障費の抑制や行政の効率化・民間活力の活用などを進め、歳出面でも改革を進めていかなければならない。



III. 税財政に関する基本的な考え方

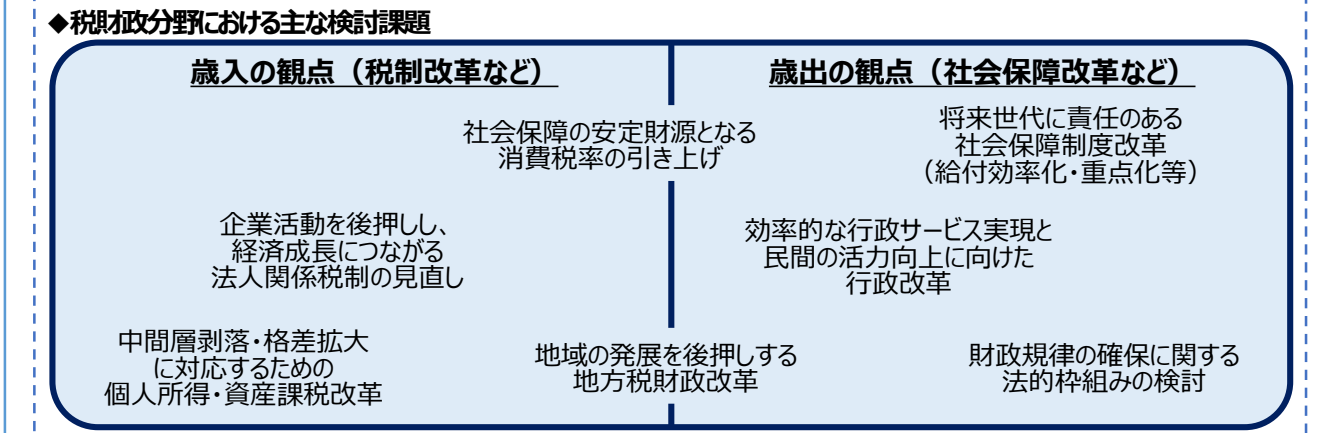
- 1. 歳出・歳入の両面からの改革が不可欠**
 - ・歳出面では、政府支出の太宗を占める社会保障分野における改革を聖域なく進めていくことが何よりも重要。過剰サービスの抑制や負担能力に応じた適正な自己負担を実現する必要があり、効率的な給付を行うためにも、マイナンバー制度の定着と活用に期待。歳入面では、安定財源を確保し、企業・個人の自助努力のインセンティブとなる制度を整備することが重要。
 - ・若年層や子育て世代に光の当たる制度を構築し、中間層の活力を高め、わが国経済の健全で持続的な成長につなげていかなければならない。
- 2. 財政健全化には強い政治的コミットメントが必要**
 - ・財政健全化を確実に進めるためには、政府は、強い政治的なコミットメントを発揮したうえで、責任をもって不断の改革に取り組む必要がある。現実的な試算に基づき、将来世代に負担を先送りすることなく、できるだけ早期にPB黒字化に向けた道筋を示し、地に足をつけて、必要な改革メニューに取り組まなければならない。また、国民に対して、税財政に関する正しい理解を広く啓発していくことも重要。
 - ・中長期的には財政赤字から脱却し、債務残高を縮減していく必要がある。その際、法律による財政規律の保持を定めることなども有意な方策となる。
- 3. 経済界としての取り組み～経済成長及び社会課題の解決に貢献～**
 - ・日本経済が持続的な発展を遂げていくためには、成長戦略の実行による税収増の実現が必要。経済成長のためには、企業の生産活動や設備投資、イノベーションの創出が重要であり、経済界としても、研究開発や所得・雇用の拡大などを通じて、経済の好循環を生み出し、その果実をもって、わが国の財政を支えていく。さらに、環境投資や先端研究など、社会課題の解決にも、その役割を果たすことで、SDGsの達成にもつなげていく。

IV. 税制改革に向けた提言

- 1. 2019年度改正に向けた要望項目 ※詳細次項**
 - (1) 財政健全化に資する消費税率の着実な引き上げ【重点】**
 - ▶2019年10月の消費税率10%への引き上げ
 - ▶将来的なさらなる税率引き上げ(15%超)の検討
 - ▶軽減税率制度の導入見送り
 - (2) 経済成長につながる企業活動を後押しする法人税制の整備**
実効税率引き下げなど一律に減税するのではなく、研究開発や人材投資など経済の好循環につながる制度の整備に尽力すべき。
 - ①イノベーション創出・生産性向上につながる税制の整備【重点】
 - ②人材育成を後押しする税制の整備
 - ③ベンチャー投資環境の整備
 - ④国土強靱化・地方創生につながる税制の整備【重点】
 - (3) その他(企業の事務負担軽減)**
 - ▶地方税申告の簡素化(申請窓口の一本化、申請書類の簡素化、eLTAXの利便性向上)
 - ▶国際課税に係る業務の事務負担軽減
- 2. 中長期的に検討が必要な項目**
 - (1)個人所得課税・資産課税のあり方**
マイナンバー制度の活用などにより、所得・資産を捕捉できる環境を整備しながら、若年層や子育て世代に光の当たる制度を構築し、活力ある中間層を復活させていくことが重要。
 - ▶各種控除の整理・見直し(配偶者控除の廃止、公的年金等控除、退職所得控除の見直し)
 - ▶所得控除方式から税額控除方式への移行
 - ▶寄附など次世代の取り組みを支援する制度検討
 - (2)その他**
 - ①**地方税のあり方**
 - ▶税源偏在性の是正、外形標準課税の将来的な課税のあり方検討 等
 - ②**国際課税への対応**
 - ▶国境を越えた取引に係る課税のあり方の検討 等
 - ③**多様化する経済活動への対応**
 - ▶シェアリング・エコノミーなどへの課税のあり方検討 等

V. おわりに

- 本提言で示す税制など歳入面での改革を進めるだけでは、財政健全化は達成できず、社会保障改革や行政改革など歳出面での改革も実行しなければならない。また、改革を進めていくためには、国民が財政問題を正しく理解することが極めて重要となる。
- 当会では、4月に社会保障分野を中心とする歳出改革に関する提言をとりまとめたが、政策に十分に反映されているとは言えない。今後とも、税財政に関する検討課題について、歳出・歳入の両面から議論を深めつつ、適切なタイミングで政策提言を実施していく。



2019年度改正に向けた要望項目一覧

項目	現行制度	要望内容	備考
消費税関係	<ul style="list-style-type: none"> 税率8%（軽減税率なし） 2019年10月に10%へ引き上げ予定 その際、食料品などに軽減税率を導入予定 （2023年10月よりインボイス制度導入予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年10月への消費税率10%への引き上げ 将来的なさらなる税率引き上げの検討 （15%超の引き上げも視野に入れて検討すべき） 軽減税率の導入見送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年は15%程度と表記 （過去には、少なくとも15%など）
研究開発税制の拡充	<p>【総額型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験研究費額の8.5%を税額控除 （前年度比により割合変化：6－14%） （控除限度割合は法人税額の25%） <p>【高水準型】※2019年3月までの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験研究費が売上の1割を超える場合、 控除限度割合が+10%される制度 <p>【オープン・イノベーション型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学や国の研究機関との共同・委託研究費の30%を 税額控除（控除限度割合は法人税額の5%） ※民間企業同士の場合、控除率は20% 	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究費増額に対するインセンティブ強化 控除限度割合の引き上げ （高水準型の仕組みを維持し、メインとなる総額型を中心に） 支援対象の拡充（VRやデザインなどを幅広く） 研究開発型ベンチャーへの支援 （パテントボックス税制の創設 等） オープン・イノベーション型の優遇措置の拡充 （控除率の拡大 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制の拡充は適宜要望 ・多様な型が存在しており、制度や手続き の簡素化を望む声も多い
コネクテッド・インダストリー税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> IoTやAIなどを活用した5,000万円を超える関連投資に 対する優遇措置（税額控3% or 特別償却30%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件の見直しや手続きの簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、賃金要件（平均給与等 支給額対前年比+3%）を満たせば、 税額控除を5%に拡大 ・2018年度創設
所得拡大促進税制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 平均給与等総支給額が対前年度+3%などを満たした 場合、給与等総支給総額の増加分15%の税額控除 さらに教育訓練費要件（前期・前々期比平均1.2倍） を満たす場合、20%の税額控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃上げや教育訓練費要件の見直し （賃上げ要件を緩和し、教育訓練費要件を引き上げる 制度の併設 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の賃上げ要件は+1.5%、 2.5%の二段階となっている
ベンチャー投資促進税制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 経産省認定のファンドを通じてベンチャー企業へ出資した 場合、ベンチャー企業株式の帳簿価額の50%を上限に、 損失準備金を積み立て、損金算入できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・損失準備金積立率の引き上げ ・投資対象の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資額の5割以上が東京都外の ベンチャーなどのファンド要件がある
自社株式を対価としたM&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置の恒久化	<ul style="list-style-type: none"> ・M&Aなどで企業を買収する場合の買収先対象会社の 株主の株式への譲渡損益への課税を繰り延べする ※2020年3月までの時限措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の恒久化 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度創設
個人投資家向けエンジェル税制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000万円を上限（年間所得2,500万円以下は所得の 40%）に<ベンチャー企業への投資額－2,000円>を 所得控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除対象となる投資額の上限引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> —
国土強靱化税制の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災に資する投資を幅広く後押しする制度はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の大小・業種を問わず、あらゆる事業者が活用できる 防災・減災関連の設備投資に対する税制優遇制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度に中経連と共同提言 ・今年度は中経連など8団体と共同提言
地域未来投資促進税制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が承認した関連投資などに対する優遇措置 （機械装置・器具備品：税額控除4% or 特別償却40%） （建物・構築物等：税額控除2% or 特別償却20%） ※2019年3月までの時限措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の延長・税制優遇の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年度創設
事務負担の軽減		<ul style="list-style-type: none"> ・地方税申告の簡素化 （申請書類の簡素化、eLTAXの利便性向上） ・国際課税に係る業務の事務負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> —

税制改正の動きと関経連のこれまでの主張

		2008					2018
主な出来事		<p>2009 リーマンショックで 国の税収が24年ぶりに 40兆円割れ</p>	<p>2011.3 東日本大震災</p>	<p>2012.12 第二次 安倍政権発足</p>	<p>2013 政府が財政健全化目標 を新たに設定 (2020年度PB黒字化)</p>	<p>2015 国の税収がバブル期 以来の高水準に (56.4兆円)</p>	<p>2018 骨太方針で新たな 財政健全化計画の策定 (PB黒字化目標の見直し、 中間目標の設定 等)</p>
		▶2000年代半ばより非正規雇用の増加等により所得や雇用格差が問題視される			アベノミクスにより税収が増加基調に		
主要な税制改正	法人税	<p>2008 研究開発税制の拡充 (増加型の追加)</p>	<p>2011 法人実効税率引き下げ (40.69→35.64%)</p>	<p>2012 復興特別法人税導入 (2013年度まで)</p>	<p>2013・2014 生産等設備投資促進税制 (2014年度まで) 生産性向上設備投資促進税制 (2016年度まで)</p>	<p>2015~ 法人実効税率の着実な引き下げ ⇒2016年度20%台(29.97%)達成</p>	<p>2017 研究開発税制の見直し (サービス開発追加)</p> <p>2018 国内投資加速化の税制パッケージ (所得拡大促進税制の拡充、IoT投資の新措置) 地方拠点強化税制の見直し (移転型の支援対象地域に関西・中部を追加)</p>
	消費税			<p>2012 社会保障・税一体改革 三党合意にて消費税率の 引き上げを決定</p>	<p>2014 消費税率を8%へ引上げ</p>	<p>2016 10%引き上げ時に軽減税率導入を決定</p>	<p>2017 10%引き上げ時の増収分の 使途変更を決定</p> <p>※10%への引上げは2度延期 (2015.10→2017.4→2019.10)</p>
	所得税	<p>民主党政権下で給付付き税額控除等の検討</p>	<p>2011 給与所得控除に上限設定</p>	<p>2012 復興特別所得税導入 (2037年まで)</p>	<p>2013 最高税率の引上げ (課税所得4000万円超45%)</p>	<p>2017 配偶者控除の見直し (年収要件引上げ)</p>	<p>2018 基礎控除、給与所得控除、 公的年金等控除の見直し</p>
関経連の主張	法人税	<p>2008~2015 国際的なイコールフットイング確保のため、法人実効税率をアジア主要国並みの水準(20~25%)に引き下げるべき</p>					<p>2017 財政状況などを鑑み、一律の 実効税率引き下げを求めない</p>
		<p>2008~ 企業の持続的な成長を後押しするために、様々な投資減税措置の導入や研究開発税制の恒久化・拡充をすべき</p>					
			<p>2011 法人税は引き下げるべきだが、課税ベース拡大など 減税効果を減殺する措置には反対</p>		<p>2015~ 地方拠点強化税制の対象地域に 関西圏・中部圏の中心部も含めるべき</p>		
	消費税	<p>2010~ 社会保障の安定財源確保のために税率を10%へ引上げ、将来的には15%程度へ引き上げるべき</p>					
	<p>2010~2013 逆進性対策として、給付付き税額控除、 15%引上げ時に軽減税率を導入すべき</p>		<p>2012 復興消費税(+1%)を導入すべき (法人税・所得税への上乘せは反対)</p>		<p>2015~ 税率10%への着実な引上げ 10%引上げ時の軽減税率導入反対</p>		
所得税	<p>2008 所得控除の整理、所得捕捉の強化 と併せて、低所得者対策として 給付付き税額控除導入すべき</p>	<p>2010 給与所得控除に上限設定</p>			<p>2017 配偶者控除を廃止するなど働き方や家族のあり方の違いに よる税制上の不公平感の解消や中立性を確保していくべき</p>		
	<p>税制全般に関連する部分で、簡素でわかりやすい税制にすること、公平な税負担とすること(マイナンバー制度の活用による所得捕捉および税徴収の強化等)、企業・個人の自助努力のインセンティブとなる税制とすること等を適宜要望。</p>						

「今後の税制改革に向けた提言 ～財政健全化と経済成長の両立のために～」

公益社団法人 関西経済連合会

I. はじめに

わが国経済は、緩やかな回復基調にあるが、他方、国内外の動向を見ると、人口減少・少子高齢化、中間層の剥落、経済のグローバル化や保護主義への回帰など、様々な諸課題が顕在化している。経済情勢が上向いている今こそ、税財政の分野で経済社会構造の変化に対応できる制度を中長期的に構築していくことが求められる。

当会がかねてより主張している通り、財政健全化と経済成長の両立を実現するには、「歳出・歳入改革」「成長戦略の実行による税収増」が不可欠である。今回の提言では、わが国の税財政の現状を踏まえた当会の基本的な考え方を示した上で、今後の税制改革に向けて、次年度の改正に必要な項目と中長期的に検討が必要な項目についての整理を行う。

II. 税財政に関する現状認識

アベノミクスによる経済成長などを背景に、ここ数年、税収は増加傾向にあり、公債金発行額は減少傾向にあるが、依然として、国の一般会計歳入は3割強を公債金に依存している。また、地方においても、財源の3割強を国からの地方交付税交付金、国庫支出金で補っている。今後、高齢化による社会保障費の膨張や国土強靱化への要請、国際情勢への対応などを背景に、歳出圧力がさらに高まることを踏まえると、国・地方ともに税制の抜本改革を進め、財源を安定的に確保していく必要がある。

財政面に目を向けると、税収などが歳出を補えない状況が長らく続くなかで、国と地方の債務残高が1,000兆円を超え、他国に類を見ない状況となっている。財政再建がもはや待ったなしの状況にあるなかで、将来世代に負担を先送りしないためにも、社会保障制度や行政の効率化、民間活力の活用などを進め、徹底した改革を実行していかなければならない。

このような状況下で、政府は、これまでに消費税率 10%への引き上げを 2 度延期し、さらに、2018 年 6 月に発表した「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針 2018）」では、2020 年度の達成を目標としてきた国と地方の基礎的財政収支（P B）の黒字化達成時期を 5 年先送りした。国際社会・市場からの信認を得るためにも、財政問題をこれ以上先送りせず、目標である 2025 年度の P B 黒字化を必ず達成できるように、税財政に関する取り組みを進めていくことが求められる。

Ⅲ. 税財政に関する基本的な考え方

1. 歳出・歳入の両面からの改革が不可欠

税財政改革を進めていくためには、歳出面では、政府支出の大宗を占める社会保障分野における改革を聖域なく進めていくことが何よりも重要となる。社会保障費の増大に対応するためには、過剰サービスの抑制や負担能力に応じた適正な自己負担を実現しなければならず、真に必要な人に効率的な給付を行うためにも、マイナンバー制度の定着と活用が期待される¹。また、税や社会保障の分野で国民に痛みを伴う改革を求めることを踏まえると、政府は、行政の構造改革に責任を持って取り組む必要がある。

歳入面では、安定財源を確保しつつ、企業・個人の自助努力のインセンティブとなる制度を整備していくことが重要となる。

中間層の剥落や格差の拡大を防ぎ、若年層や子育て世代に光の当たる制度を構築することで、わが国経済の健全で持続的な成長につなげていかなければならない。

2. 財政健全化には政府の強い政治的なコミットメントが必要

財政健全化を確実に進めるためにも、政府は、強い政治的なコミットメントを発揮し、責任を持って不断の改革に取り組む必要がある。2018 年 7 月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」において、現実的な経済成長率を前提とするベースラインケースでは、2025 年度の国・地方の基礎的財政収支が 8.1 兆円の赤字になるという結果であった。政府は、この試算を重く受け止め、10%を超える消費税率への引き上げについての国民的な議論を喚起しつつ、できるだけ早期に P B 黒字化に向けた道筋を示さなければならない。

¹ 当会では、「財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～財政改革を中心に～」（2018 年 4 月）において、マイナンバーカードの普及率を高め、所得・資産・医療情報等のデータを活用できる環境整備を進めることなどを提言している。

また、将来的には、財政赤字から脱却し、債務残高を縮減していく必要がある。これ以上、財政規律が緩まないよう、法律をもって財政規律の保持を定めておくことは有意な方策であると考え。当会では、これまでに、「財政健全化基本法（仮称）」²の制定を提言しているが、財政健全化目標を設定した上で、それに基づき、中期財政計画、単年度予算を編成し、目標と結果の乖離の検証を国会・政府に義務づけることなどを検討すべきである³。

3. 経済界としての取り組み～経済成長及び社会課題の解決に貢献～

日本経済が持続的な発展を遂げていくためには、歳出・歳入改革や規律ある財政運営を通じて財政健全化を着実に進めるとともに、成長戦略、規制改革により、経済成長を追求していかなければならない。経済成長のためには、企業生産活動や設備投資、イノベーションの創出が不可欠であり、経済界としても、研究開発や所得・雇用の拡大などを通じて、経済の好循環を生み出し、その果実をもって、わが国の財政を支えていく。さらに、環境投資や先端研究など、社会課題の解決にも、その役割を果たすことで、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成につなげていく。

IV. 税制改革に向けた提言

税制改革には、「公平・中立・簡素」の租税原則に基づきつつ、財政健全化と経済成長の両立につながる制度設計を進めていくことが求められる。

財政健全化に向けては、社会保障の安定財源となる消費税の税率を引き上げていくことが極めて重要となる。将来世代に負担を先送りしないためにも、その役割についての国民理解を得ながら、着実に税率を引き上げていく必要がある。

また、今後、厳しい財政事情の下、社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくことを踏まえると、法人税については、実効税率の引き下げなど一律に減税を進めていくのではなく、研究開発や先端投資、人材育成など経済の好循環につながるものを絞った政策に重点を置くべきである。加えて、災害が多発するなかで、わが国経済の持続的な発展を支えるために、全ての企業の防災・減災対策を後押しする制度の整備も一層重要となる。

² 当会では、「日本経済再生（経済財政運営・成長戦略）に関する提言」（2013年4月）、「『財政健全化計画』に対する意見」（2015年5月）等において、「財政健全化基本法（仮称）」の制定を提言している。

³ その際、政府あるいは財政当局から一定の独立性を持った立場から、専門的かつ中立的に財政政策へ関与する独立財政機関を設置することも考えられる（欧米諸国などで導入）。また、EUでは、欧州委員会が加盟国に一定の条件の財政規律を求めており、財政面での大きなチェック機能を担っている。

さらに、中間層の疲弊や剥落、格差の拡大などを防ぐことも求められる。 社会の不安定性を取り除き、中間層の活力を高めることは、日本経済の健全で持続的な成長にもつながっていく。 中長期的な視点で、税制改革を進めていかなければならない。

併せて、多岐にわたる税制の効果検証・取捨選択を進めていくことも必要となる。租税特別措置などの政策減税については、補助金など他の政策と目的が似通っているものも一定数存在する。2010年に、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定され、租税特別措置の活用状況や適用金額などが公表されるようになったが、それぞれの措置の検証が十分になされているとは言えない。 政策効果や活用度を見極めながら、必要な制度の取捨選択を実施していかなければならない。

これらの観点を踏まえ、来年度改正に向けた要望項目と中長期的な検討項目を以下の通り、提言する。

1. 2019年度改正に向けた要望項目

(1) 財政健全化に資する消費税率の着実な引き上げ

少子高齢化などにより、膨張を続ける社会保障費の安定財源として、消費税の果たす役割は極めて大きい。2019年10月に予定されている税率10%への引き上げを必ず実施すべきである⁴。

また、社会保障費のさらなる増加に対応していくためにも、将来的には、15%超への引き上げ⁵も視野に入れる必要がある。 他国に類を見ない厳しい財政状況を踏まえ、国民の理解を得ながら、税率の引き上げを検討していかなければならない。

なお、10%への引き上げ時に予定されている軽減税率については、導入しない場合と比べて、1兆円程度の減収が見込まれており、財政への影響が小さいとは言えない。低所得者への逆進性緩和策としての効果も限定的であり、企業の事務負担を煩雑にするなどの問題もあることから、その導入を見送るべきである。

<要望項目>

- 2019年10月の消費税率10%への引き上げ
- 将来的な税率引き上げ（15%超）の検討
- 軽減税率制度の導入見送り

⁴ その際、反動減による消費の冷え込みには留意しなければならない。中小事業者の経営に配慮した上で、需要の平準化対策や住宅や自動車など耐久消費財の税制上の優遇措置なども検討すべきである。

⁵ 前述の通り、内閣府の最新の試算では、現実的な経済成長を前提とする場合、2025年度の国・地方の基礎的財政収支は8.1兆円の赤字となり、成長がさらに停滞する場合や社会保障改革が進まない場合には、消費税率の引き上げが一層重要となる。

(2) 経済成長につながる企業活動を後押しする法人税制の整備

①イノベーション創出・生産性向上につながる税制の整備

経済のグローバル化が一層進展するなかで、わが国が引き続き世界経済において主要な地位を保ち、豊かな国民生活を維持し続けるためには、研究開発や先端投資などによるイノベーションを通じて新たな価値を創出していくことが不可欠である。

研究開発税制については、企業の投資意欲を高めるためにも、高水準型などの仕組みを維持しながら、試験研究費の増額に対するインセンティブを強化した上で、控除限度割合を引き上げる必要がある。また、2017年度改正において、「サービス」の開発が支援対象に追加されたが、今後、他に類を見ないような付加価値を生み出すためにも、VR (Virtual Reality: 仮想現実) など新たな技術を活用した高度な研究や人々を魅了するデザイン開発などの費用も幅広く支援対象として認めるべきである。さらに、研究開発型ベンチャーについては、ロボットや再生医療などの分野で先進的なイノベーションを創出することが期待されている。諸外国との競争が激化するなかで、最大限の研究開発に取り組めるような支援方策を検討していく必要がある。加えて、新たな価値を創出していくためには、大学や国の研究機関、企業間での連携などを進め、オープン・イノベーションを加速させていくことが求められる。オープン・イノベーション型についても、控除割合の引き上げや手続きの簡素化をさらに進めるなど、優遇措置を拡充していくべきである。なお、研究開発税制は、研究開発段階の投資活動に着目した制度設計となっているが、研究開発の成果を活用するための設備投資などについても、一定の税額控除を認めることが望ましい。

また、製造業だけでなく、サービス産業など非製造業の分野でも生産性を向上させていくことが必要になる。2018年度に創設されたコネクテッド・インダストリーズ税制の効果などを見極めながら、AIやセンサ、ICタグなどを活用し、事務プロセスの大幅な改善や新たなマーケティングなどにつながる革新的な投資を行う場合に税制優遇を受けられる制度についても整備していくべきである。

<要望項目>

○研究開発税制の拡充

- ・試験研究費増額に対するインセンティブの強化と控除限度割合の引き上げ
- ・支援対象の拡充（VRを活用した高度な研究やデザイン開発 等）
- ・研究開発型ベンチャーへの支援（パテントボックス税制の創設 等）
- ・オープン・イノベーション型の優遇措置の拡充

○コネクテッド・インダストリーズ税制の見直し

- ・要件の見直しや手続きの簡素化

②人材育成を後押しする税制の整備

人手不足が深刻化するなかで、企業は賃上げと併せて、人材投資にも積極的に取り組まなければならない。2018年度改正で所得拡大促進税制に教育訓練費の要件が追加されたが、現行制度では、賃上げを実施した企業のみにも優遇措置が適用される仕組みとなっている。人材への投資は、経済成長の基盤であり、新たなビジネス機会の創出にもつながる。企業がリカレント教育⁶などに取り組む環境を整備していくためにも、賃上げや教育訓練費の要件に一定の幅を持たせた制度に変更するなど、多様な人材投資を促していくように見直す必要がある。

<要望項目>

○所得拡大促進税制の拡充

- ・優遇措置の適用要件（賃上げや教育訓練費等）の見直し

③ベンチャー投資環境の整備

経済のグローバル化が進み、欧米諸国のみならず、アジア諸国との競争も激化するなかで、ユニコーン企業の創出につながるベンチャー支援方を強化していくことも重要である。前述の研究開発型ベンチャーへの措置と併せて、ベンチャー企業への投資環境を整備していくために、ベンチャー投資促進税制については、損失準備金積立率を引き上げるなどの措置を講ずるべきである。また、2018年度に創設された自社株式を対価としたM&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置については、投資する側にメリットの大きい制度設計を進めるとともに、利用度を見極めながら、将来的には恒久措置とすることが望ましい。併せて、個人投資家のベンチャー育成意欲を高めていくためにも、エンジェル税制についても、さらなる拡充を進めていくべきである。

<要望項目>

○ベンチャー投資促進税制の拡充

- ・損失準備金積立率の引き上げや投資対象の拡大

○自社株式を対価としたM&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置の恒久化

○個人投資家向けエンジェル税制の拡充

- ・控除対象となる投資額上限の引き上げ

④国土強靱化・地方創生につながる税制の整備

2018年7月の西日本を中心とする豪雨や9月の台風21号による暴風雨や高潮、北海道胆振地方中東部を震源とする地震など、大規模災害が多発するなかで、防災・減災対策を進めていくことが企業にとっても不可欠であるが、これを幅広く後押しする制度は存在していない。国土強靱化を進めていくた

⁶ リカレント教育や学び直しについては、労働政策や教育政策と密接に関わるものであり、働き方の多様化や雇用延長、大学や教育機関の果たすべき役割など、幅広い観点から議論を進めていくべきである。

めにも、防災・減災関連投資を行う全ての企業を支援していく必要があります、規模の大小・業種を問わず、あらゆる事業者が活用できる税制優遇措置を整備・創設すべきである⁷。また、事業継続計画（BCP）を着実に実行していくために必要な関連投資についても、一定の基準を設けて、税制優遇の対象とすることが望ましい。なお、防災・減災については、当然のことながら、国や自治体による公共投資などを進めることも重要となるが、予算が限られるなかで、効率的な取り組みを実施していくことが求められる。

さらに、わが国経済の持続的な成長を実現するためには、地方創生・地域活性化の観点も欠かせない。地域経済の事業環境が変化するなかで、自治体などと連携して地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する企業の取り組みを支援していくことも重要となる。関西は、医療機器・航空機部品などのものづくりや観光・スポーツ・文化などの分野で取り組みを進めるにあたり適した地域であり、関連する事業などを後押しする地域未来投資促進税制のさらなる拡充と期限の延長をすべきである。

<要望項目>

- 国土強靱化税制の整備・創設
 - ・民間施設等の防災・減災に資する設備投資を促進する税制の整備・創設（事業継続計画を実行していくために必要な関連投資も含む）
 - ・民間施設の防災・減災対策を促進する既存の税制の活用増進及び一層の拡充、延長
- 地域未来投資促進税制の拡充・延長
 - ・設備投資に対する税額控除や特別償却の税率引き上げ

(3) その他（企業の事務負担の軽減）

地方税や国際課税など、企業の税務に関する実務は非常に複雑である。簡素な税制を実現していくためにも、企業の事務負担に配慮した制度を設計していかなければならない。

地方税の申告については、全国に事業所・工場・店舗などを展開している企業にとっては、複数の税目を多数の自治体に納税する必要があり、企業の事務手続きを煩雑にしている。特に、固定資産税については、償却資産の判定⁸や納税額の計算などが非常に繁雑であり、企業に過度な負担を課している。申請書類の簡素化や申請窓口の一本化、電子納付の推進を含む eLTAX の利便性向上などを一層進めていくべきである。

⁷ 2018年8月に中部経済連合会など地域の8経済団体による共同提言を策定し、政府・与党などへ要望活動を実施した。

⁸ 償却資産に係る固定資産税については、法人税の課税所得の計算方法との整合性を図るために、残存価額を見直すことも考えられる。

また、海外展開を行っている企業にとっては、国際課税への対応も重荷となっている。税務当局へ提出する書類作成にかかる負担軽減などを進めながら、国際的なルールづくりを日本主導で進めていくべきである。なお、米国の法人税率引き下げにより、進出企業の子会社が外国子会社合算税制の対象となることで新たな事務負担が生じる点についても、配慮が必要となる。

<要望項目>

○地方税申告の簡素化

・申請窓口の一本化、申請書類の簡素化、eLTAXの利便性向上

○国際課税に係る業務の事務負担軽減

2. 中長期的に検討が必要な項目

(1) 個人所得課税及び資産課税のあり方

今後とも、わが国経済の持続的発展を担保するとの観点からは、活力ある中間層の存在が極めて重要となる。また、社会の安定という観点からも中間層の疲弊・剥落といった事態は避けなければならず、かかる観点を踏まえながら、税体系などのあり方を検討していく必要がある。そのためにも、マイナンバー制度の活用などにより、所得・資産を捕捉できる環境を整備しながら、若年層や子育て世代に光の当たる制度を構築しなければならない。

特に、ここ数年、政府税制調査会など議論が活発に行われている個人所得課税については、経済社会構造が変化するなかで、働き方や家族のあり方による税制上の不公平感の解消や中立性の確保が求められる。

わが国の所得税には、多種多様な控除があり、課税ベースを狭めている。女性や高齢者の就労を促進し、多様なキャリア形成を後押しするためにも、配偶者控除の廃止や公的年金等控除、退職所得控除の見直しなども進めていくべきである。また、控除の整理・見直しと併せて、所得控除ごとの目的などを見極めながら、税額控除方式へ移行することなども重要な検討課題と言える。

さらに、税負担だけでなく、社会保険料負担についての検討を深めることも重要となる。所得に占める社会保険料負担は年々増しており、低所得者ほど負担感が大きいという逆進性も問題となっている。税と社会保険料の総合的な負担のあり方についても議論を進めていく必要があり、その際、社会保険料控除の見直しと併せて、低所得者の社会保険料負担を軽減する措置などを導入することも有意な方策と言える⁹。

⁹ 勤労より生活保護などの社会保障に依存したほうが有利になるモラルハザードを防止するために、一部の欧米諸国などでは、給付付き税額控除の仕組みを導入し、一定時間以上就労する低所得世帯の社会保険料負担分を軽減・現金還付している。

また、少子高齢化の進展などにより、個人金融資産の約6割が60歳以上に集中するなかで、今後、資産の世代間移転を進めていく必要があり、贈与税の非課税枠のさらなる拡充などを検討すべきである。

加えて、個人の金融資産が増加するなかで、今後は、税を通じた再分配のみならず、意志ある個人の寄附などを促進することにより、社会への還元を進めていくことが極めて重要となる。大学をはじめとする教育機関や社会課題解決に取り組むNPO法人などに対する寄附や遺贈を実施した際の税制の拡充や手続きの簡素化を進めるとともに、上述のエンジェル税制の拡充などを通じて、次世代の取り組みを支援していく制度のあり方を検討していかなければならない。

(2) その他の検討課題

①地方税のあり方

地方の財源を安定的に確保していくためには、地方税改革も必要となる。地域間格差を是正するためにも、地方法人二税の税源の偏在性や消費税の地方への配分や清算基準、基幹税としての個人住民税、固定資産税の果たすべき役割など、地方税に関する幅広い諸課題について、議論を深めなければならない。特に、法人事業税における外形標準課税は、企業規模により、課税対象を選別しており、中立性の原則に反する税源となっている。さらに、全ての企業が自治体のサービスを享受していることを踏まえると、応益性の原則に基づいた課税を進めていくことが望ましい。中小事業者の担税力などに配慮しながら、算定方法や基準の見直しも含めて、将来的な課税のあり方を検討していく必要がある。

②国際課税への対応

経済のグローバル化が進展するなかで、今後、国際課税への対応がさらに重要となっていく。現在、国境を越えた取引については、最終消費国であっても、事業を行う恒久的施設(PE)があると認められなければ、課税を行うことができない。特に、倉庫などを経由しない音楽やアプリ、電子書籍などのコンテンツの取引への課税のあり方については、OECDやG7、G20などの場で国際的な議論が進められているところである。

また、米中の貿易摩擦の問題なども生じるなかで、保護主義的な動きにも対抗していく必要がある。こういった諸課題について、日本主導で国際協調が進められることを期待したい。

③多様化する経済活動への対応

消費者志向や消費行動の変化により、経済活動が多様化している。ネット通販などのeコマース市場の急拡大¹⁰やシェアリング・エコノミー¹¹の登場により、所得の捕捉や課税対象となる取引を選別することが難しくなっている。実体経済への影響を見極めながら、電子決済・キャッシュレス化の普及による収税・納税環境の効率化を進めることなどと併せて、適正な課税のあり方について、議論を進めていく必要がある。

V. おわりに

経済社会構造が変化するなかで、税財政の分野で現行の制度を維持し続けることはもはや困難であり、抜本的な改革を進めていく必要がある。税財政改革を実行していくためには、中長期的な観点に立ち、国の将来像を見据えながら、改革の道筋を明らかにして、地に足をつけた取り組みを実行していかなければならない。また、国民生活に広く関わるため、透明性を確保しながら、抜本的改革を進めていくためにも、優先順位と難易度を勘案して、時間軸を意識しながら取り組む必要がある。その際、現実的な試算をもとに、必要な改革メニューを洗い出していくことが不可欠である。さらに、全ての国民が税財政改革の必要性を正しく理解し、財政問題への意識を高めていかなければならない。

本提言では、税制を中心に歳入面での改革の必要性を示したが、財政健全化を実現していくためには、社会保障改革や行政改革など、歳出面での改革も同時に実行していく必要がある。当会では、2018年4月に社会保障分野を中心とする歳出改革に関する提言をとりまとめたが、現在の政策に十分に反映されているとは言えない状況にある。今後とも、税財政に関する様々な検討課題について、歳出・歳入の両面から議論を深めながら、適切なタイミングで政策提言を行っていく。

以 上

¹⁰ 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」では、電子商取引は年々増加しており、BtoC市場は2017年時点で約16.5兆円、CtoC市場は約5,000億円となっている

¹¹ 内閣府経済研究所「シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書では、シェアリング・エコノミーなどの捕捉できる市場規模は約5,000億円となっている。